

クレジットカードのご利用を開始しました

2016年6月27日

弁護士法人さくら北総法律事務所

弁護士法人さくら北総法律事務所（本店：千葉県佐倉市 代表社員：林晋也）では、2016年7月4日より、弁護士費用のお支払に当たり、クレジットカードのご利用を開始いたします。

取扱いは、VISA、MasterCard、JCB、AMEX、Diners、Discoverの各ブランドとなります。



- ※ 任意整理手続（過払い金返還請求を含む。）や破産手続などの債務整理手続のご依頼につきましては、弁護士費用のお支払いに当たり、クレジットカードのご利用はできませんので、あらかじめご了承ください。
- ※ クレジットカードのご利用は、船橋事務所、八千代事務所のみの取り扱いになります。順次各店舗でもご利用できるように準備いたしております。
- ※ ご利用回数は一回払いのみとなります。リボ払いは、お客様のご利用会社でのお手続となります（例：「あとからリボ」など）。
- ※ 一部カードでお支払いいただけない弁護士費用等がございます。予めご了承ください。

【本件に関するお問い合わせ先】

弁護士法人さくら北総法律事務所 船橋事務所 電話：047-460-2700 （平日 9:00～17:00）